

奈良県営水道企業管理規程第五号

水道局
出先機関 各課

奈良県水道局職員安全衛生管理規程（昭和六十三年六月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条第二号中「課」の下に「（課の室を含む。以下同じ。）」を加える。